

「ベ이스ターズ通り振興会」会則

（名称）

第1条 本会は「ベ이스ターズ通り振興会」（以下振興会）と称する。

（目的）

第2条 本会はベ이스ターズ通りを中心として、横浜 DeNA ベ이스ターズの応援、地域の環境整備・改善、会員の交流・親睦を図るとともに、明るく住みよい活力に溢れた街づくりと商店街・地域経済の振興を推進することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1) 商店街・地域振興のための各種事業活動及び交流活動
- 2) 商店街・地域振興に関する調査、検討及び広報活動
- 3) 商店街・地域の環境整備及び改善
- 4) 横浜 DeNA ベ이스ターズの応援
- 5) その他の上記にかかわる一切の事業。

（会員の種類及び資格）

第4条 会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- 1) 正会員 原則としてベ이스ターズ通り沿いに住居又は事務所・店舗を有する企業及び個人とする。「通り沿い」の解釈は、縦が本町通りから尾上町通り、横がみなと大通りから関内桜通りまでに囲まれた地域とする。但し、「振興会」の運営上理事会が必要と認めた者はこの限りでない。
- 2) 賛助会員 「振興会」の目的及び事業に協力、支援をする企業及び個人。

（会費）

第5条 正会員・賛助会員は別途理事会の定める入会金・会費を納めなければならない。

（役員）

第6条 「振興会」の役員は5名以上20名以内とし、役職は次のとおりとする。

- 1) 理事長 (1名)
- 2) 副理事長 (若干名)
- 3) 監事 (1名以上)
- 4) 理事 (上記以外の者。会計理事(1名以上)を含む)

（役員の仕事）

第7条 ①理事長は会の運営を代表し、会の事務を統括する。

- ②副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故または支障ある時はその職務を代行する。
- ③理事は理事長を補佐し、事務を審議・処理する。
- ④会計理事は収入及び支出事務を統括する。
- ⑤監事は会の収入及び支出に関する帳票を監査し、理事会及び総会に報告する。

(役員を選任、任期)

- 第8条
- ①役員は本会の正会員たることを要し、総会において選任及び解任される。
 - ②理事長・監事は役員相互により定める。
 - ③副理事長・会計理事は理事長が任命する。
 - ④役員任期は2年とする。但し補欠役員任期は残任期間とする。
 - ⑤役員は再任されることができる。
 - ⑥理事長、監事及び会計理事は辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。但し、監事及び会計理事については、別に同一役職にある者がいる場合は、この限りでない。

(特別顧問・顧問)

- 第9条 「振興会」に特別顧問、顧問を置くことができる。

(会議の種類)

- 第10条
- ①会議は総会・理事会とする。
 - ②総会は正会員をもって構成し、理事会は役員をもって構成する。

(総会の種類及び招集)

- 第11条 総会は定時総会と臨時総会の2種類とする。定時総会は年1回、臨時総会は理事長が認めた時これを招集する。

(会議の議長)

- 第12条 総会及び理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(総会の定足数及び議事)

- 第13条 総会の定足数は正会員の1/3以上とし、議事は出席者の過半数をもってこれを決する。

(理事会の招集)

- 第14条
- ①理事会は理事長が必要とした時に招集される。
 - ②理事5名以上の要求がある時、理事長がこれを招集する。

(理事会の定足数及び議決)

- 第15条 理事会の定足数は、議決権を有する理事の1/3以上とし、議事は出席理事の過半数をもって議決する。

(委員会の設置)

- 第16条 ①「振興会」はその目的達成のため委員会を置くことができる。
②委員会の設置は別に定める。

(事務局)

第17条 「振興会」は理事会の定めるところにより事務局を置く。

(会計年度)

第18条 「振興会」の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会則の効力の発生)

第19条 この会則は1999年4月1日から効力を発生する。

最終改定日：2022年4月27日